

宿泊約款

適用範囲

第 1 条 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第 2 条 1.当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

3.インターネットサイトからのお申し込みの場合、必要事項の記入漏れ、記入内容が事実と異なる場合は予約が無効になることもあります。

宿泊契約の成立等

第 3 条 1.宿泊予約は、当ホテルが前条の申込みを承認したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

申込金の支払を要しないこととする特約

第 4 条 1.前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払を要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第 5 条 1.当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ.暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき

(10) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあるとき

宿泊客の契約解除権

第 6 条 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前の宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げることにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3.当ホテルは、宿泊客が連絡をせずに宿泊日当日の午後 11 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

※各サイトより申し込みした場合、解約料は各サイトの掲載によるものとします。

当ホテルの契約解除権

第 7 条 1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ.暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2.宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

宿泊の登録

第 8 条 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び電話番号
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が第 12 条の料金の支払を、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第 9 条 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時とします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項の定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

利用規則の遵守

第 10 条 宿泊客はホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

料金の支払い

第 11 条 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金当の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

当ホテルの責任

第 12 条 1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第 13 条 1.当ホテルは、宿泊客の契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設をあっ旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第 14 条 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは3万円を限度とし

てその損害を賠償します。

2.宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類、及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルは3万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 15 条 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先だつて当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限つて責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、遺失物法に基づき処理させていただきます。

3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合であつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

宿泊客の責任

第 16 条 宿泊客の故意又は損失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客には当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

※無断で部屋の家具、備品などの配置を変更した場合も含む

駐車場の責任

第 17 条 当ホテルは駐車場を備えていないため、宿泊客の希望により駐車場を紹介することは可能ですが、あつせん先の駐車場で車両の管理責任やいかなる損害があつても当ホテルは責任を負えません。

別表第 1

宿泊客が支払うべき総額

1. 基本宿泊料(室料)
2. 追加料金(その他利用用金があつた場合)
3. 消費税、宿泊税

※税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	5 日前	8 日前	14 日前
宿泊料金	100%	100%	100%	80%	50%	30%

一般 14 名まで

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分の違約金を收受します。
3. 団体客(15 名以上)の場合、14 日前より50%、8 日前より100%の解約料が発生します。